新潟県バドミントン協会　倫理規程

（目的）

第１条　本規程は、新潟県バドミントン協会（以下「本会」という）の組織運営及び事業に関わる者が遵守すべき事項を定め、違反の予防、早期発見及び適正な対処を図ることにより、バドミントンの健全な普及と本会に対する社会的信頼を確保することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　本規程は、本会の役員、代議員、会長、顧問、参与、理事、専門委員、事務局員、加盟団体及びその役職員、本会の登録者並びに本会の事業に参加しまたは運営に関与する選手、指導者、審判員その他の関係者（以下「関係者」という）に適用する。

（基本的責務）

第３条　関係者は、関係法令、本会規約及び諸規程、（公財）日本バドミントン協会その他の関係団体の規程並びに社会規範を遵守し、人権、安全及び公正を尊重し、フェアプレーの精神に基づいて誠実に行動しなければならない。

（禁止行為）

第４条　関係者は、次の行為をしてはならない。

(1)　暴力、体罰、暴言、いじめ、各種ハラスメント、差別、わいせつ行為その他人権または人格を侵害する行為

(2)　選手、とりわけ未成年者の心身の安全及び健全育成を害する不適切な指導または対応

(3)　ドーピング、薬物乱用、試合の不正操作、違法な賭博その他スポーツの公正性を損なう行為

(4)　補助金、登録料その他の金銭または本会財産の流用、不正な会計処理、文書の改ざんまたは虚偽報告

(5)　職務または地位を利用した私的利益の追求、利益相反の隠蔽、金品等の不当な授受、斡旋または強要

(6)　秘密情報若しくは個人情報の不適切な取得・利用・開示またはSNS等による誹謗中傷若しくは信用毀損

(7)　反社会的勢力との関係、犯罪行為またはこれらを助長する行為

(8)　前各号のほか、本会またはバドミントン競技に対する信頼を著しく損なう行為

（予防及び啓発）

第５条　本会は、理事会の責任の下、関係者に対する周知、研修、相談体制の整備その他違反行為の予防に必要な措置を講ずる。関係者は、研修等に協力し、健全で安全な競技環境の形成に努める。

（措置及び処分）

第６条　第４条の禁止行為に抵触すると認められる時は、役員は本会理事会での審議・決定により、登録者等は（公財）日本バドミントン協会登録者等懲罰規程に基づき、本会理事会または（公財）日本バドミントン協会規律・裁定委員会での審議・決定により、相当処分(注意、厳重注意、競技会への出場資格停止、役職や資格の停止、辞任勧告、登録抹消、解任、除名)を行う。

（不服申立て）

第７条　処分等を受けた者は、通知を受けた日の翌日から14日以内に、理由を付した書面に

より会長に不服を申し立てることができる。

（改廃）

第８条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附　則

本規程は、令和８年 10 月 18 日から施行する。